

## 八千代町プレミアム付商品券事業実施要領

### 【目的】

この要領は、八千代町プレミアム付商品券事業実施要綱に定める事業を実施するにあたり、必要な事項を定める。

### 【事業の概要】

- 商品券の名称 八千代町プレミアム商品券
- 発行者 八千代町
- 販売対象者 ①2019年度住民税非課税者（課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、青色・白色事業専従者、生活保護被保護者等を除く。）  
②3歳未満児子育て世帯主（2016年4月2日～2019年9月30日に生まれた子のいる世帯の世帯主）
- 購入限度額 ①上記①の該当者1人につき券面額25,000円（販売額20,000円）  
②上記②の子1人につき券面額25,000円（販売額20,000円）
- プレミアム率 25%
- 商品券の金額 1冊500円券10枚綴り 券面額5,000円（販売額4,000円）

### 【購入引換券の交付】

- ① 住民税非課税者は申請により、購入引換券を交付する。
  - 交付申請期間 令和元年7月23日（火）～令和元年11月29日（金）
  - 申請方法 郵送又は窓口受付  
〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170  
八千代町役場保健福祉部福祉課
  - 審査 内容に疑義がある場合、資料や説明を求める。
- ② 3歳未満児子育て世帯主は申請不要で、購入引換券を送付する。

### 【商品券の販売】

- 販売期間及び場所
  - (1) 第1次販売
    - 日時：令和元年9月28日（土）～令和元年10月6日（日）  
午前9時～午後4時
    - 場所：八千代町役場 町民ホール特設会場
  - (2) 第2次販売
    - 日時：令和元年10月7日（月）～令和2年1月31日（金）  
午前9時～午後4時 ※土日祝日は除く
    - 場所：八千代町役場 会計課窓口
- 販売方法 販売所に引換券と身分証明書等を提出して、商品券を購入する。

### 【商品券の使用】

○使用期間 令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

### 【商品券の使用方法】

- 取扱店に限って使用することができる。
- 使用期間を経過した場合、使用できない。
- 交付された者が、転売、譲渡及び換金を行うことはできない。
- 交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- つり銭は出ない。
- 払い戻しはしない。
- 商品返品の際の返金はしない。
- 紛失、盗難等による再発行はしない。

### 【商品券の使用制限】

以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- 1 不動産や金融商品
- 2 たばこ
- 3 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 5 国税、地方税や使用料などの公租公課

### 【取扱店の登録】

- 資格要件 ①八千代町内に立地する店舗・事業者であること。  
②八千代町プレミアム付商品券事業実施要綱及び本要領を遵守すること。
- 対象外事業者 ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの。  
②業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。
- 登録申請期間 令和元年6月17日(月)～令和元年8月7日(水)  
※期限後も登録可能とするが、チラシ等への掲載はできない。
- 登録方法 八千代町プレミアム商品券取扱店登録申込書に所定の事項を記載して登録窓口に提出する。
- 登録場所 八千代町商工会窓口
- 登録費用 費用負担なし

### 【商品券の換金】

- 換金の請求                   ①回収した商品券の裏面に取扱店名を記載する。  
                                  ②商品券及び商品券換金請求書を提出する。
- 換金請求期間               令和元年10月8日(火)～令和2年3月10日(火)
- 換金請求受付日時       毎週火曜日（12月31日を除き、祝日の場合は翌営業日）  
                                  午前9時～午後4時
- 換金請求受付場所       八千代町商工会窓口
- 換金方法                   商工会が換金請求書を受け付けた2週間後の金曜日（祝日の場合は翌営業日）に指定の口座に振り込む。

### 【取扱店の責務】

- 商品券を受領した取扱店は、再流通を防止するため商品券の裏面に取扱店名を記載する。
- 商品券が偽造されたものでないかを確認し、不正に使用されている疑いがある場合は、受け取りを拒否し、速やかに八千代町役場企画財政部まちづくり推進課に報告すること。
- 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為を行わないこと。
- 回収した商品券を換金せずに、他の取扱店で使用しないこと。
- その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。